

那覇市公告第778号
令和7年 2月 3日

那覇市電気自動車及び普通充電器賃貸借契約に係る入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名：那覇市電気自動車及び普通充電器賃貸借契約
- (2) 契約所属：総務部管財課
- (3) 納入場所：那覇市役所公用第一駐車場（那覇市泉崎1丁目13番1号）
- (4) 入札物件：
仕様書①～②（別紙1）の合計3台の賃貸借期間総額で消費税を含まない入札金額とする。

仕様書	入札物件	賃貸借期間	納入期限
①	電気自動車2台	令和7年5月1日から 令和12年9月30日まで(65ヵ月)	令和7年5月1日(木)
②	普通充電器1台	令和7年5月1日から 令和12年9月30日まで(65ヵ月)	令和7年5月1日(木)
(那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約)			

- (5) 特記事項：長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
 - ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規

定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格 社名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）

(5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)

(6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 那覇市内に本店、支店、又は営業所を有していること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

①場 所：那覇市ホームページに賃貸借契約書(案)(別紙2)を掲載

②期 間：公告の日から令和7年3月31日(月)まで

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

那覇市総務部管財課 財産管理・企画G

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 5階

電話：098-862-9904 FAX：098-862-9352

Eメールアドレス：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

4 質問受付及び回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、質問票(別紙5)を次のとおり提出すること。

(1) 提出期間：公告日から令和7年2月7日(金)午後5時まで

(2) 提出方法：

3に掲げる担当課まで電子メールにより提出すること(質問が無い場合は提出不要)。提出する際は、件名を「入札の質問(那覇市電気自動車及び普通充電器賃貸借契約)とし、提出後に電話にて提出した旨を連絡すること。

(3) 回答方法：

本市ホームページで令和7年2月12日(水)までに公表する。質疑者名は非公表とする。

5 入札参加申込書等の提出

入札参加する場合は、市ホームページから制限付一般競争入札参加申込書（別紙3）及び誓約書（別紙4）をダウンロードし、次に掲げる書類のうち必要な書類を期日までに提出場所に持参により提出すること。ただし、那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第6条に基づく「令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿」の登録業者は、「（4）提出書類」の③から⑩までの書類の提出を免除するものとする。

なお、申込書の提出が無い場合は入札に参加できないので、担当者へ到達の確認を実施すること。

- (1) 提出期限：令和7年2月14日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所：3に掲げる担当課まで提出すること。
- (3) 提出方法：持参により提出すること。
- (4) 提出書類：① 制限付一般競争入札参加申込書（別紙3）
② 誓約書（別紙4）
③ 定款
④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
⑤ 印鑑証明書
⑥ 身分証明書（個人のみ）
⑦ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
⑧ 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
⑨ 財務諸表
⑩ 営業許可証明書等
- (5) 提出された申請書類は返却しない。

6 入札参加資格確認の通知

- (1) 入札参加資格の確認結果については、制限付一般競争入札参加資格確認通知書により申請者あて通知する。
- (2) 入札参加資格の取り消し等
 - ア 入札参加資格を有する者が、入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実に至ったことが判明した時点において、入札結果を無効とする。
 - イ 入札参加資格を取り消したときは、取り消された者に対して資格認定の取消通知を行う。

7 入札及び開札の日時

- (1) 日 時：令和7年3月4日（火）午後2時00分
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所5階 501会議室

※本庁舎地下駐車場の利用は、無料・割引の対象とはならないので、来庁の際はバス・モノレール等の公共交通機関を利用されたい。

8 入札方法

- (1) 入札書（別紙6）には、賃貸借期間（65ヵ月）における仕様書①、②の合算額の総額で消費税は含まない金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (2) 入札方法：直接投函
- (3) 必要書類：
 - ① 入札書（別紙6）
 - ② 代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙7）
- (4) 入札の際には、6（1）に掲げる制限付一般競争入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

10 契約保証金

那覇市契約規則第30条第12号に基づき免除する。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は罫マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

12 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害そのやむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

13 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者候補者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札執行は3回までとする。
- (4) 落札候補者には落札決定通知書によりその旨通知する。

14 契約手続きの説明

- (1) 落札候補者に対して、入札終了後契約手続きの説明を入札場所にて行うので必ず出席すること。
- (2) 契約手続きの説明には、落札候補者本人または代理人が必ず出席すること。

15 賃貸借契約

- (1) 落札候補者は、賃貸借契約書（別紙2）により契約を締結することになるので、入札参加申込者は、賃貸借契約書（別紙2）を熟読の上、入札に参加すること。
- (2) 契約締結
 - ① 落札候補者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に、3に掲げる担当課にて賃貸借契約を締結すること。
 - ② 落札候補者が、期間内に賃貸借契約を締結しない場合は、その落札は無効とする。